

平成 27 年 1 月

総務省自治行政局住民制度課

住民基本台帳法施行規則の一部を改正する省令（仮称）案の概要

1 制定理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 25 年法律第 28 号）の施行に伴い、本人確認情報のうち個人番号について記載の修正を行った場合の記載の修正の事由や市町村における本人確認情報の記録及び保存の方法等について必要な事項を定めるほか、所要の規定の整備を行うもの。

2 概要

（1）本人確認情報のうち個人番号について記載の修正を行った場合の記載の修正の事由
本人確認情報のうち個人番号について記載の修正を行った場合の記載の修正の事由は、個人番号の記載の変更請求、個人番号の記載の職権修正等、個人番号の職権記載等の三つとする。

（2）市町村における本人確認情報の記録及び保存の方法

市町村における本人確認情報の記録及び保存の方法については、電子計算機の操作によるものとし、磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定めるものとする。

3 施行日

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行の日

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（住民票コードの指定等）</p> <p>第九條 法第三十條の二第一項の規定による住民票コードの指定は、地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）が市町村の人口等を勘案し、無作為に抽出することにより行うものとする。</p> <p>2 市町村長（特別区の区長を含む。）は、住民票に記載することのできる住民票コードが不足すると見込まれるときは、機構に対し、当該不足すると見込まれる数の住民票コードについて法第三十條の二第一項の規定による指定及び通知を求めることができる。</p> <p>第九條の二（略）</p>	<p>（新設）</p> <p>（住民票コードの記載の変更請求書の提出の際に提示する書類）</p> <p>第九條 令第三十條の三に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げるいずれかの書類であつて、請求者の氏名が記載されているものとする。</p> <p>一 運転免許証、健康保険の被保険者証その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて当該請求者が本人であることを確認するため市町村長が適当と認めるもの</p> <p>二 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示することができない場合には、当該請求者が本人であることを確認するため市町村長が適当と認める書類</p>

(住民票コードの記載の変更請求書の記載事項)

第十条 法第三十条の四第二項の総務省令で定める事項は、住民票コードの記載の変更を請求しようとする者の氏名、住所及び住民票コードとする。

(都道府県知事に通知する住民票の記載等に関する事項)

第十一条 (略)

(住民票コードの記載の変更請求書の記載事項)

第十条 法第三十条の三第二項の総務省令で定める事項は、住民票コードの記載の変更を請求しようとする者の氏名、住所及び住民票コードとする。

(都道府県知事に通知する住民票の記載等に関する事項)

第十一条 令第三十条の五第一号に規定する総務省令で定める記載の事由は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 法第二十二条、第三十条の四十六及び第三十条の四十七の規定による届出に基づき住民票の記載を行った場合 転入等

二 出生の届出(戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)第四十九条に規定する出生の届出をいう。以下この号において同じ。

)の受理に伴い住民票の記載を行った場合又は法第九条第二項の規定による通知(出生の届出の受理に係るものに限る。)に基づき住民票の記載を行った場合 出生

三 前二号に掲げる場合以外の場合 職権記載等

2 令第三十条の五第二号に規定する総務省令で定める消除の事由は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 法第二十四条の規定による届出に基づき住民票の消除を行った場合 転出

二 死亡の届出(戸籍法第八十六条に規定する死亡の届出をいう。以下この号において同じ。)の受理に伴い住民票の消除を行った場合又は法第九条第二項の規定による通知(死亡の届出の受理に係るものに限る。)に基づき住民票の消除を行った場合 死亡

3 令第三十条の五第三号に規定する総務省令で定める記載の修正の事由は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 (略)

二 第二十一条に規定する氏名又は住所に係る記載の修正を行った場合 軽微な修正

三 (略)

4 令第三十条の五第四号に規定する総務省令で定める記載の修正の事由は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。次号において「番号利用法」という。）第七条第二項の規定による個人番号の指定の請求に基づき個人番号の記載の修正を行った場合 個人番号の記載の変更請求

二 番号利用法第七条第二項の規定により職権で個人番号の記載の修正を行った場合 個人番号の記載の職権修正

三 前二号に掲げる場合以外の場合 個人番号の職権記載等

5 令第三十条の五第五号に規定する総務省令で定める記載の修正の事由は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 法第三十条の四の規定による変更請求に基づき住民票コードの記載の修正を行った場合 住民票コードの記載の変更請求

三 前二号に掲げる場合以外の場合 職権消除等

3 令第三十条の五第三号に規定する総務省令で定める記載の修正の事由は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 法第二十三条の規定による届出に基づき住民票の記載の修正を行った場合 転居

二 第二十一条の二又は第二十七条の二に規定する氏名又は住所に係る記載の修正を行った場合 軽微な修正

三 前二号に掲げる場合以外の場合 職権修正等
(新設)

4 令第三十条の五第四号に規定する総務省令で定める記載の修正の事由は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 法第三十条の三の規定による変更請求に基づき住民票コードの記載の修正を行った場合 住民票コードの記載の変更請求

二 (略)

(都道府県知事への通知の方法)

第十二条 法第三十条の六第二項の規定による通知は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

(都道府県における本人確認情報の記録及び保存の方法)

第十三条 法第三十条の六第三項の規定による本人確認情報の記録及び保存は、電子計算機の操作によるものとし、磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

(機構への通知の方法)

第十四条 法第三十条の七第二項の規定による通知は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

二 前号に掲げる場合以外の場合 住民票コードの職権記載等

(都道府県知事への通知の方法)

第十二条 法第三十条の五第二項の規定による通知は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

(都道府県における本人確認情報の記録及び保存の方法)

第十三条 法第三十条の五第三項の規定による本人確認情報の記録及び保存は、電子計算機の操作によるものとし、磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

(住民票コードの指定等)

第十四条 法第三十条の七第一項の規定による住民票コードの指定は、都道府県知事(法第三十条の十第一項の規定により指定情報処理機関に行わせることとした場合にあつては、指定情報処理機関。以下同じ。)が当該都道府県の区域内の市町村の人口等を勘案し、法第三十条の七第二項の規定により調整を図った住民票コードのうちから無作為に抽出することにより行うものとする。

2 市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)は、住民票に記載することのできる住民票コードが不足すると見込まれるときは、当該市町村を包括する都道府県の知事(法第三十条の十第一項の規定により指定情報処理機関に行わせることとした場合にあつては、指定情報処理機関。)に対し、当該不足すると見込まれる数の住民票コードについて法第三十条の七第一項の規定による指定及び通知を

求めることができる。

(機構における本人確認情報の記録及び保存の方法)

第十五条 法第三十条の七第三項の規定による本人確認情報の記録及び保存は、電子計算機の操作によるものとし、磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

(国の機関等への本人確認情報の提供方法)

第十六条 令第三十条の八第一号及び第二号の規定による特定機構保存本人確認情報(同条に規定する特定機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。)の提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供方法)

第十七条 令第三十条の九第一号及び第二号の規定による特定機構保存本人確認情報の提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供方法)

第十八条 令第三十条の十第一号及び第二号の規定による特定機構保存本人確認情報の提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気

(他の都道府県知事との協議)

第十五条 法第三十条の七第二項の規定による協議は、住民票コードの指定を行うとする都道府県知事から、他の都道府県知事に対して、指定しようとする住民票コード及び指定しようとする年月日を示して行うものとする。

(国の機関等への保存期間に係る本人確認情報の提供方法)

第十六条 令第三十条の七第一号及び第二号の規定による本人確認情報の提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

(区域内の市町村の執行機関への保存期間に係る本人確認情報の提供方法)

第十七条 令第三十条の八第一号及び第二号の規定による本人確認情報の提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

(他の都道府県の執行機関への保存期間に係る本人確認情報の提供方法)

第十八条 令第三十条の九第一号及び第二号の規定による本人確認情報の提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通

通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供方法)

第十九条 令第三十条の十一第一号及び第二号の規定による特定機構保存本人確認情報の提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

(通知都道府県の区域内の市町村の市町村長への本人確認情報の提供方法)

第二十条 法第三十条の十第二項の規定による機構保存本人確認情報(法第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。)の提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

(通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事への本人確認情報の提供方法)

第二十条の二 法第三十条の十一第二項の規定による機構保存本人確認情報の提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長への本

じた送信又は磁気ディスクの送付の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

(他の都道府県の区域内の市町村の執行機関への保存期間に係る本人確認情報の提供方法)

第十九条 令第三十条の十第一号及び第二号の規定による本人確認情報の提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

(他の都道府県の都道府県知事への保存期間に係る本人確認情報の提供方法)

第二十条 法第三十条の七第七項の規定による本人確認情報の提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

(新設)

人確認情報の提供方法

第二十条の三 法第三十条の十二第二項の規定による機構保存本人確認情報の提供は、電子計算機の実行によるものとし、電気通信回線を通じて送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

(削除)

(住民票の記載の軽微な修正)

第二十一条 法第三十条の十五第三項及び第四項に規定する総務省令で定める軽微な修正は、次のとおりとする。

- 一 常用平易な文字（戸籍法第五十条第一項に規定する常用平易な文字をいう。以下この号において同じ。）以外の文字の常用平易な文字への変更に伴う氏名又は住所に係る記載の修正

二〇七 (略)

(新設)

(都道府県における本人確認情報の提供状況についての報告書の作成及び公表)

第二十一条 法第三十条の七第八項の規定による報告書の作成及び公表は、本人確認情報の提供先、本人確認情報の提供を行った年月、提供した本人確認情報の件数及び本人確認情報の提供の方法につき報告書を作成し、当該都道府県の公報に公告し、かつ、都道府県の事務所に備えて置き、五年間、一般の閲覧に供するものとする。

(住民票の記載の軽微な修正)

第二十一条の二 法第三十条の八第三項に規定する総務省令で定める軽微な修正は、次のとおりとする。

- 一 常用平易な文字（戸籍法第五十条第一項に規定する常用平易な文字をいう。以下この号及び第二十七条の二第一号において同じ。）以外の文字の常用平易な文字への変更に伴う氏名又は住所に係る記載の修正

二 文字の同定に伴う氏名又は住所に係る記載の修正（前号に該当するものを除く。）

三 行政区画、郡、区、市町村内の町若しくは字又はこれらの名称の変更に伴う住所に係る記載の修正

四 地番の変更に伴う住所に係る記載の修正

(住民票の記載の修正があつた旨の通知等があつた旨の情報の提供の方法)

第二十一条の二 法第三十条の十五第四項の規定による情報の提供は、電子計算機の操作により、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成十四年法律第五十三号)第三十四条第一項に規定する指定認証機関の使用に係る電子計算機に送信する方法により行うものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

(機構における本人確認情報の提供状況についての報告書の作成及び公表)

第二十二条 法第三十条の十六の規定による報告書の作成及び公表は、機構保存本人確認情報の提供先、機構保存本人確認情報の提供を行った年月、提供した機構保存本人確認情報の件数及び機構保存本人確認情報の提供の方法につき報告書を作成し、官報に公告し、か

五 住居表示に関する法律(昭和三十七年法律第十九号)第三条第一項及び第二項又は同法第四条の規定による住居表示の実施又は変更に伴う住所に係る記載の修正

六 共同住宅、寄宿舎、下宿、病院、診療所、児童福祉施設、ホテル、旅館その他これらに類する用途に供する建築物の名称又は建物の賃貸人の変更に伴う住所に係る記載の修正

七 前各号に掲げるもののほか、総務大臣が適当と認めるものに伴う氏名又は住所に係る記載の修正

(住民票の記載の修正があつた旨の通知等があつた旨の情報の提供の方法)

第二十一条の三 法第三十条の八第四項の規定による情報の提供は、電子計算機の操作により、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成十四年法律第五十三号)第三十四条第三項に規定する委任都道府県知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて同条第一項に規定する指定認証機関(以下「指定認証機関」という。)の使用に係る電子計算機に送信する方法により行うものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

(指定の申請)

第二十二条 法第三十条の十一第一項の規定による指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならぬ。

一 名称及び住所

つ、機構の事務所に備えて置き、五年間、一般の閲覧に供するものとする。

(本人確認情報管理規程の記載事項)

第二十三条 法第三十条の十七第一項の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 法第三十条の七第一項の規定による通知に係る本人確認情報（以下「本人確認情報」という。）の適正な管理に関する職員の意識の啓発及び教育に関する事項

二 法第三十条の十七第一項に定める事務（以下「本人確認情報処理事務」という。）の実施に係る事務を統括管理する者に関する

二 法第三十条の十第一項に定める事務（以下「本人確認情報処理事務」という。）を行おうとする事務所の名称及び所在地

三 行おうとする本人確認情報処理事務の範囲

四 本人確認情報処理事務を開始しようとする年月日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二 最近の事業年度末における財産目録及び貸借対照表

三 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書

四 役員の氏名及び略歴並びに社団法人にあつては社員の氏名又は名称を記載した書類

五 法第三十条の十二第一項第一号に規定する本人確認情報処理事務等（以下「本人確認情報処理事務等」という。）以外の業務を行っている場合は、その種類及び業務の概要を記載した書類

六 前各号に掲げるもののほか、法第三十条の十二に掲げる基準に適合することを証する書類

(変更の届出)

第二十三条 法第三十条の十第一項の規定による指定を受けた者（以下「指定情報処理機関」という。）は、法第三十条の十四第二項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を法第三十条の十第三項の規定により指定情報処理機関に当該本人確認情報処理事務を行わせることとした都道府県知事（以下「委任都道府県知事」という。）に提出しなければならない。

一 変更後の名称又は主たる事務所の所在地

事項

三 本人確認情報の消去を適切に実施するための必要な措置に関する事項

四 本人確認情報の漏えい、滅失及び毀損を防止するための措置に関する事項

五 本人確認情報処理事務に関する帳簿、書類、資料及び磁気ディスクの保存に関する事項

六 本人確認情報処理事務に関して知り得た秘密の保持に関する事項

七 本人確認情報の処理に係る電子計算機及び端末装置を設置する場所の入出場の管理その他これらの施設への不正なアクセスを予防するための措置に関する事項

八 本人確認情報の処理に係る電子計算機及び端末装置が不正に操作された疑いがある場合における調査その他不正な操作に対する必要な措置に関する事項

九 本人確認情報処理事務の実施に係る監査に関する事項

十 前各号に掲げるもののほか、本人確認情報の適切な管理を図るための必要な措置に関する事項

2 機構は、法第三十条の十七第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に本人確認情報管理規程を添えて総務大臣に提出しなければならない。

3 機構は、法第三十条の十七第一項後段の規定による変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一 変更しようとする事項

二 変更しようとする年月日

二 変更しようとする年月日
三 変更の理由

三 変更の理由

(帳簿の記載)

第二十四条 法第三十条の十八の総務省令で定める事項は、機構保存本人確認情報の提供先、機構保存本人確認情報の提供を行った年月日、提供した機構保存本人確認情報の件数及び機構保存本人確認情報の提供の方法とする。

第二十五条から第三十三条まで 削除

(指定情報処理機関への通知の方法)

第二十四条 法第三十条の十一第二項の規定による通知は、電子計算機によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

(指定情報処理機関における本人確認情報の記録及び保存の方法)

第二十五条 法第三十条の十一第三項の規定による本人確認情報の記録及び保存は、電子計算機によるものとし、磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

(指定情報処理機関が行う他の都道府県の都道府県知事への保存期間に係る本人確認情報の提供方法)

第二十六条 法第三十条の十一第四項の規定による本人確認情報の提供は、電子計算機によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

(指定情報処理機関における本人確認情報の提供状況についての報告書の作成及び公表)

第二十七条 法第三十条の十一第六項の規定による報告書の作成及び公表は、本人確認情報の提供先、本人確認情報の提供を行った年月、提供した本人確認情報の件数及び本人確認情報の提供の方法につき報告書を作成し、官報に公告し、かつ、指定情報処理機関の事務所に備えて置き、五年間、一般の閲覧に供するものとする。

(住民票の記載の軽微な修正)

第二十七条の二 法第三十条の十一第九項に規定する総務省令で定める軽微な修正は、次のとおりとする。

- 一 常用平易な文字以外の文字の常用平易な文字への変更に伴う氏名又は住所に係る記載の修正
- 二 文字の同定に伴う氏名又は住所に係る記載の修正（前号に該当するものを除く。）
- 三 行政区画、郡、区、市町村内の町若しくは字又はこれらの名称の変更に伴う住所に係る記載の修正
- 四 地番の変更に伴う住所に係る記載の修正
- 五 住居表示に関する法律第三条第一項及び第二項又は同法第四条の規定による住居表示の実施又は変更に伴う住所に係る記載の修正
- 六 共同住宅、寄宿舎、下宿、病院、診療所、児童福祉施設、ホテル、旅館その他これらに類する用途に供する建築物の名称又は建物の賃貸人の変更に伴う住所に係る記載の修正
- 七 前各号に掲げるもののほか、総務大臣が適当と認めるものに伴う氏名又は住所に係る記載の修正

(住民票の記載の修正があつた旨の通知等があつた旨の情報の提供の方法)

第二十七条の三 法第三十条の十一第九項の規定による情報の提供は、電子計算機の操作により、指定情報処理機関の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて指定認証機関の使用に係る電子計算機に送信する方法により行うものとし、電気通信回線を通じた送信

の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

(役員を選任及び解任)

第二十八条 指定情報処理機関は、法第三十条の十六第一項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 選任し、又は解任しようとする役員の名及び略歴
- 二 選任し、又は解任しようとする年月日
- 三 選任又は解任の理由

(本人確認情報管理規程の記載事項)

第二十九条 法第三十条の十八第一項の総務省令で定める本人確認情報処理事務等の実施に関する事項は、次のとおりとする。

- 一 法第三十条の十一第一項の規定による通知に係る本人確認情報(以下「本人確認情報」という。)の適正な管理に関する職員の意識の啓発及び教育に関する事項

二 本人確認情報処理事務等の実施に係る事務を統括管理する者に関する事項

三 本人確認情報の消去を適切に実施するための必要な措置に関する事項

四 本人確認情報の漏えい、滅失及びき損を防止するための措置に関する事項

五 本人確認情報処理事務等に関する帳簿、書類、資料及び磁気ディスクの保存に関する事項

六 本人確認情報処理事務等に関して知り得た秘密の保持に関する事項

七 本人確認情報の処理に係る電子計算機及び端末装置を設置する場所の入出場の管理その他これらの施設への不正なアクセスを予防するための措置に関する事項

八 本人確認情報の処理に係る電子計算機及び端末装置が不正に操作された疑いがある場合における調査その他不正な操作に対する必要な措置に関する事項

九 本人確認情報処理事務等の実施に係る監査に関する事項

十 前各号に掲げるもののほか、本人確認情報の適切な管理を図るための必要な措置に関する事項

2 指定情報処理機関は、法第三十条の十八第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に本人確認情報管理規程を添えて総務大臣に提出しなければならない。

3 指定情報処理機関は、法第三十条の十八第一項後段の規定による変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

(事業計画等)

第三十条 指定情報処理機関は、法第三十条の十九第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に、事業計画書及び収支予算書を添えて総務大臣に提出しなければならない。

2 指定情報処理機関は、法第三十条の十九第一項後段の規定による変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申

請書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

(帳簿の記載)

第三十一条 法第三十条の二十一の総務省令で定める事項は、本人確認情報の提供先、当該本人確認情報の提供を行った年月日、提供した本人確認情報の件数及び本人確認情報の提供の方法とする。

2 法第三十条の二十一の帳簿は、本人確認情報処理事務等を廃止するまで保存しなければならない。

(事務の休廃止)

第三十二条 指定情報処理機関は、法第三十条の二十四第一項の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 休止し、又は廃止しようとする本人確認情報処理事務等の範囲
- 二 休止し、又は廃止しようとする年月日
- 三 休止しようとする場合にあっては、その期間
- 四 休止又は廃止の理由

(本人確認情報処理事務の引継事項等)

第三十三条 法第三十条の二十八に規定する場合にあっては、指定情報処理機関（総務大臣が法第三十条の二十五第一項又は第二項の規定により指定情報処理機関の指定を取り消した場合にあっては、指定情報処理機関であった者）は、次に掲げる事項を行わなければならない。

(外国人住民に係る住民票に通称が記載されている場合の読替え)
 第四十六条 法第三十条の四十五に規定する外国人住民(以下「外国人住民」という。)に係る住民票に通称が記載されている場合におけるこの省令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十一条第三項第二号	氏名	氏名及び令第三十条の二十六第一項に規定する通称(以下この条及び第二十一条において「通称」という。)
第二十一条第二号及び第七号	氏名	氏名及び通称

らない。

一 引き継ぐべき本人確認情報処理事務を委任都道府県知事に引き継ぐこと。

二 引き継ぐべき本人確認情報処理事務に関する帳簿、書類、資料及び磁気ディスクを委任都道府県知事に引き渡すこと。

三 その他総務大臣又は委任都道府県知事が必要と認める事項を行うこと。

(外国人住民に係る住民票に通称が記載されている場合の読替え)
 第四十六条 法第三十条の四十五に規定する外国人住民(以下「外国人住民」という。)に係る住民票に通称が記載されている場合におけるこの省令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十一条第三項第二号	氏名	氏名及び令第三十条の二十六第一項に規定する通称(以下この条から第二十七条の二までにおいて「通称」という。)
第二十一条の第二号及び第七号並びに第二十七条の	氏名	氏名及び通称

(略)	(略)	(略)
<p>(市町村における本人確認情報の記録及び保存の方法)</p> <p>第五十一条 令第三十四条第三項の規定による本人確認情報の記録及び保存は、電子計算機の操作によるものとし、磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。</p>		
<p>別記様式第1及び別記様式第2</p>	<p>氏名</p>	<p>氏名／通称</p>
<p>(新設)</p>		
<p>二 第二号及び第七号</p>		